

南島原市医療的ケア児訪問型レスパイト事業の利用について

○サービスの概要

南島原市では、在宅生活を送っている医療的ケアが必要な障がい児のご自宅や外出先において訪問看護ステーションの看護師等が医療的ケアを伴う見守りを行うことで介護者の負担軽減やレスパイト（一時休息）を図ることを目的としています。

利用対象者

医療的ケア児及びその家族

◆『医療的ケア児』とは、次の要件の全てに該当する者

- ① 南島原市内に住所を有し、市内に居住しているもの
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- ③ 在宅で同居する保護者等による介護を受けている者
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている者
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けている者

サービス内容

訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を、自宅又は自宅以外の場所で利用することができます。

【サービス内容例】 ●親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護
●病院受診時の付き添い
●図書館や博物館などへ出掛ける際の付き添い

- ◆自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。
- ◆訪問看護事業者がサービスを提供できると判断した内容・場所であれば、制限はありません。
- ◆看護を伴わない見守りは対象となりません。

利用可能時間

医療的ケア児一人につき96時間まで

サービス費用

本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。

- ◆本事業にかかった経費は、南島原市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。
- ◆交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用（施設の入場料など）については訪問看護事業者から費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護事業者にご確認ください。

利用の流れは裏面をご覧ください

問い合わせ先・申請先

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地

南島原市役所 福祉課 障害福祉班

TEL：0957-73-6651

利用の手続き

(1) 申請前の確認

- ・福祉課へ本事業の利用対象者に該当するか確認。
- ・利用している訪問看護事業所（以下、事業所）へ相談。

(2) 利用申請

- ・利用者は事業所へ下記の書類を提出。
 - ①利用申請書（様式第1号）、委任状（別紙）
 - ②医師の訪問看護指示書（写）
- ・事業所が福祉課へ①、②の書類を提出。

(3) 利用決定（却下）の通知

- ・福祉課から利用者へ利用決定（却下）通知書を事業所を通じて通知。

(4) サービス利用

- ・利用している事業所のサービスを利用。
- ※医療的ケア児一人につき、一年度当たり96時間が上限。

(5) 補助金申請

- ・事業所はサービス提供後、翌月10日までに下記の書類を福祉課へ提出。
 - ③交付申請書兼事業実績報告書（様式第3号）
 - ④実績内容報告書（様式第4号）

(6) 交付決定及び交付額の確定

- ・福祉課は提出された書類を確認後、交付決定通知書兼交付額確定通知書を利用者へ事業所を通じて通知。併せて、写しを事業所へ送付。

(7) 補助金の支払い

- ・交付決定及び交付額の確定を受けた事業所は、下記の書類を福祉課へ提出。
 - ⑤交付請求書（様式第6号）
- ・後日、補助金を事業所へ交付。

【医療的ケア児訪問型レスパイト事業 Q&A】

Q. 南島原市と別の市町に所在する訪問看護事業所を利用している場合においても対象となるか？

A. 南島原市に住所を有する児童であれば、居住市町外の訪問看護事業所を利用している場合も対象となる。

Q. 現在訪問看護を利用していない児童についても対象となるか？

A. 本事業については、訪問看護により医療的ケアを受けていることが要件となるため、訪問看護を利用していない児童については対象とならないが、本事業の利用に併せて訪問看護の利用が開始となる場合については対象となる。

Q. 自宅以外の場所で利用することは可能か？

A. 訪問看護事業所が対応可能と判断する場合は利用が可能。（例：冠婚葬祭、兄弟児の学校行事等）